

**平成15年度
法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書**

平成16年10月
法 務 省

平成15年度法務省事後評価結果の反映状況報告書 (目次)

【1 事業評価方式を使用する政策】

法務に関する研究 1

【2 実績評価方式を使用する政策】

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

登記事務のコンピュータ化

基本目標：登記情報の電子化により，登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく，登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また，利用者が，登記所に出向くことなく，登記情報にアクセスすることができ，また，自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。 2

商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入

基本目標：商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を達成目標「商業登記に基礎を置く電子認証制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。」により進めることにより，電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。 . 3

外国法事務弁護士の在り方

基本目標：国民等が享受する外国法事務サービスの向上 4

債権管理回収業の監督

基本目標：債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。 5

民事法律扶助事業の推進

基本目標：資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。 6

(2) 法秩序の維持（刑事・治安の面から）

被害者等通知制度の適切な運用

基本目標：刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。 7

検察広報の積極的推進

基本目標：検察に対する国民の理解を深め，国民の信頼を高める。 . . 8

捜査における通訳の適正の確保

基本目標：適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 9

矯正職員に対する研修の充実強化

基本目標：受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。 . 10

矯正施設における職業教育の充実強化

基本目標：受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。 11

矯正施設における教育活動の推進

基本目標：被収容者が，犯罪，非行事実を客観的に見つめ，被害者に対する自らの過ちに気付き，自己の責任を自覚できるようになる。 12

更生保護活動の推進

基本目標1：保護観察対象者が改善更生する。 13

基本目標2：保護司制度がより活性化される。 15

基本目標3：犯罪予防活動を助長する。 17

基本目標4：更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。 19

「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施

基本目標1：オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。 20

基本目標2：内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。 21

(3) 出入国の公正な管理

外国人の円滑な受入れ

基本目標：我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

達成目標1：専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。 23

達成目標2：研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。 25

達成目標3：学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。 27

好ましくない外国人の排除

基本目標：我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。 30

(4) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

国の利害に関係のある争訟の処理

基本目標：訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。 33

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等

広報活動の推進

基本目標：国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。 . . . 34

行政手続のオンライン化の推進

基本目標：法務省が扱う264の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた229手続についてオンライン化を実現する。 35

女性職員の採用・登用拡大の推進

基本目標：男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。 36

外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力

基本目標：外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。 38

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進

基本目標：開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。 39

法制の維持及び整備に関する国際協力の推進

基本目標：支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。 41

【3 総合評価方式を使用する政策】

法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業） 43

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	法務に関する研究
評価の概要	平成 15 年度に実施した研究について事後の検証を行ったところ、いずれの研究についても、計画当初に想定した所期の成果を得ることができたとの結論に達した。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし
(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 該当なし	
3. その他	平成 15 年度に実施した研究については、所期の成果を得ることができたので、今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう、努力していく。
備 考	